

〔資料確認、高杉会長に挨拶を依頼〕

高杉会長

第599回内水面漁場管理委員会を開催しましたところ、委員の皆様、また、県の関係する職員の方にご参加いただき、ありがとうございます。先週の水曜日に、水産試験場内水面支場職員、久慈川漁協、那珂川漁協による、今年度のアユの遡上調査が始まりまして、先週初確認ということで、それに続きまして、昨日は3匹ほど稚アユの遡上を確認されました。昨日のものは、大きさが7センチメートルほどあったということで、随分大きな個体だと思われま。三寒四温でなかなか暖かくなりませんが、季節の移ろいが進んでいるという風に思っております。今日の委員会の議題でございますが、まず、東京都知事免許における内水面漁場計画についての答申、次に、茨城県知事免許における内水面漁場計画についてと、千葉県知事免許における内水面漁場計画について、こちらはいずれも諮問でございます。そして、令和5年度目標増殖量についての委員会公示と、久慈川支流里川における水産動物採捕の禁止区域・期間に係る委員会指示の終了についての協議でございます。本日はたくさん議題がありますので、皆様のご協力をお願いしまして、挨拶に代えさせていただきます。

根本事務局長

ありがとうございました。

続きまして、議長を選出ですが、当委員会の会議規程第4条第1項の規定により、会長が議長となることになっておりますので、高杉会長に議長をお願いいたします。

高杉議長

それでは、議長を務めさせていただきます。

早速ですが、次第3の出席委員数の報告を事務局からお願いいたします。

根本事務局長

はい、本委員会の委員定数10名のうち、出席委員は9名、欠席委員は1名となっております。欠席委員は、多田委員でございます。過半数を超える委員の出席をいただいておりますので、漁業法第173条の規定により、本日の委員会は成立しております。

高杉議長

はい、ありがとうございました。続きまして、次第4の議事録署名人ですが、会議規程第7条第2項の規定に基づき、私から指名をいたします。

3番水野委員と10番星井委員にそれぞれお願いをいたします。

それでは、次第5の議題に入ります。第1号議案「東京都知事免許（江戸川）における内水面漁場計画について」の答申でございます。諮問内容につきましては、配布されております資料1のとおりで、これは11月の委員会におきまして、ご審議いただいたものです。また、先程の公聴会におきましても公述なしで終了したところでありますので、本件につきましては、東京都知事からの諮問の内容のとおりで、異議がない旨答申したいと思っておりますがいかがでしょうか。

(委員一同)	(「異議なし」の声)
高杉議長	ありがとうございます。異議なしとのことですので、原案のとおりで差し支えありませんと東京都に答申することに決定いたします。 それでは、次に移ります。第2号及び第3号議案についてですが、いずれも内水面漁場計画についての諮問でございます。そこで、第2号議案の「茨城県知事免許における内水面漁場計画について」と、第3号議案「千葉県知事免許(利根川)における内水面漁場計画について」を続けて、事務局、漁政課からそれぞれ説明をお願いします。
小沼主任	(諮問文読み上げ)
松井主任	(資料2-1から2-4により説明)
高杉議長	ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。 鈴木委員、どうぞ。
7番 鈴木委員	緯度経度の表記がありますが、その位置に川へ杭等が打ってあるのでしょうか。
松井主任	例として、茨内共第1号の図面を見ていただきますと、利根川の河口のところに三角が2つ示してあると思いますが、この基点第1号というところに、標識がありまして、そちらの緯度経度を測量して書き込んだものです。いずれの漁場においても同様に対応しております。
7番 鈴木委員	分かりました。
高杉議長	そのほかございませんか。 それでは、意見もないようですので、続いて第3号議案の千葉県知事からの諮問について、説明をお願いします。
小沼主任	(諮問文読み上げ)
松井主任	(資料3-1により説明)
高杉議長	ただ今の説明に、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。 では、ご意見もないようですので、今後の進め方について、事務局から説明をお願いします。

小沼主任

(資料3-2により説明)

高杉議長

では、ただいま事務局から説明があったとおり、4月14日に公聴会を開催しまして、その後引き続いて開催する委員会で、答申を行うこととしてよろしいでしょうか。

(委員一同)

(「異議なし」の声)

高杉議長

ありがとうございます。では、そのように決定いたします。
それでは、次に移ります。第4号議案「令和5年度目標増殖量について(委員会公示)」説明をお願いします。

小沼主任

(資料4-1から4-4により説明)

高杉議長

ありがとうございました。ただ今の説明にご意見・ご質問等ありましたら、お願いいたします。

意見等ございませんか。

今、事務局から説明がありましたが、2月1日に土浦地区、2月8日に水戸地区で、令和5年度目標増殖量に係る協議会が開催されまして、各漁協から財政の厳しさが吐露されていきました。特にこの放流について、組合員の賦課金では賄いきれず、繰越金を取り崩して放流費用にあてているといった苦しい状況の説明がございました。そうした中でも、各漁協の皆さんが努力して、資源を増やそうと、汗を流して産卵場を造成しようという取り組みがずいぶん出てきたように思われます。そうした点も考慮しまして、委員会の公示は、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(委員一同)

(「異議なし」の声)

高杉議長

ありがとうございます。それでは、原案のとおり委員会公示をすることを決定いたします。

それでは、次に移ります。第5号議案「久慈川支流里川における水産動物採捕の禁止区域・期間に係る委員会指示の終了について」、説明をお願いします。

小沼主任

(資料5により説明)

高杉議長

ありがとうございました。ただ今の説明にご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

ご意見ございませんか。

それでは、原案のとおり里美イワナの採捕禁止に関する委員会指示の発動は

終了することよろしいでしょうか。

(委員一同)

(「異議なし」の声)

高杉議長

それでは、そのように決定いたします。

次に次第6の報告事項に移ります。(1)「個人情報保護法の一部改正に伴う茨城県内水面漁場管理委員会規程の一部改正について」説明をお願いします。

小沼主任

(資料6により説明)

高杉議長

ありがとうございました。ただ今の説明に、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。

法律の改正に伴って県の条例の名前が変わったということで、それに続いて、内水面漁場管理委員会の規程も名前が変わるということですね。説明ありがとうございました。

では次、次第7の「その他」に移ります。県、事務局から何かございますか。

根本事務局長

特にございません。

高杉議長

その他、委員の皆様から、何かございますか。

意見等なければ、本日の議事は全て終了いたしました。

それでは事務局より、次回の開催日程をお願いします。

根本事務局長

次回の委員会につきましては、先程第2号、第3号議案でご説明しましたとおり、4月14日(金)午後2時から、水戸合同庁舎の5階会議室兼厚生室で、公聴会を開催しまして、その後、続けて委員会を開催します。開催通知は、後程発送させていただきますので、よろしく願いいたします。

高杉議長

それでは、これもちまして本日の委員会を終了いたします。

閉会 午後2時47分

上記の記録の正確なことを認め署名する。

令和5年2月22日

議 長 _____

議事録署名人 _____